

平成28年定例会  
予算決算常任委員会健康福祉病院分科会

説明資料

頁数

《議案補充説明》

【議案第8号、議案第10号、議案第11号、議案第12号】

- 1 平成28年度三重県一般会計予算等について・・・・・・・・・・ 1

【議案第2号、議案第3号】

- 2 平成27年度三重県一般会計補正予算（第7号）等について・・・・・・・・ 5

【議案第70号、議案第72号、議案第73号】

- 3 平成27年度三重県一般会計補正予算（第8号）等について・・・・・・・・ 8

【議案第26号】

- 4 三重県国民健康保険財政安定化基金条例案について・・・・・・・・・・ 17

【議案第27号】

- 5 三重県立子ども心身発達医療センター条例案について・・・・・・・・・・ 20

【議案第36号、議案第37号】

- 6 基金に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

【議案第87号】

- 7 三重県手数料条例の一部を改正する条例案について・・・・・・・・・・ 22

《所管事項説明》

- 1 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例に基づく報告について  
(1) 予算に関する補助金等に係る資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 25  
(2) 交付決定実績調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

平成28年3月8日  
健康福祉部

## 1 平成28年度三重県一般会計予算等について

健康福祉部関係の平成28年度当初予算の総額等は次表のとおりです。

(単位：千円、%)

| 区 分                              | 平成27年度<br>当初予算<br>(6月補正後) | 平成28年度<br>当初予算 | 増減額 (増減率)        |
|----------------------------------|---------------------------|----------------|------------------|
| 第3款 民生費                          | 97,402,043                | 105,906,411    | 8,504,368 (8.7)  |
| 第4款 衛生費                          | 24,383,395                | 23,571,043     | △812,352 (△3.3)  |
| 第10款 教育費                         | 1,935,566                 | 1,903,016      | △32,550 (△1.7)   |
| 一 般 会 計                          | 123,721,004               | 131,380,470    | 7,659,466 (6.2)  |
| 地方独立行政法人三重県立総合<br>医療センター資金貸付特別会計 | 1,711,218                 | 1,523,360      | △187,858 (△11.0) |
| 三重県母子及び父子並びに寡婦<br>福祉資金貸付事業特別会計   | 351,453                   | 304,968        | △46,485 (△13.2)  |
| 三重県立小児心療センター<br>あすなろ学園事業特別会計     | 1,076,702                 | 1,077,872      | 1,170 (0.1)      |
| 特 別 会 計                          | 3,139,373                 | 2,906,200      | △233,173 (△7.4)  |

なお、一般会計の債務負担行為については、2頁の表に整理しましたとおり12件を計上しています。

また、特別会計については、3頁および4頁に整理しました。

議案第8号 平成28年度三重県一般会計予算関係

(債務負担行為)

(単位:千円)

| 事 項   | 期 間           | 限 度 額     |
|---|---------------|-----------|
| 三重県立子ども心身発達医療センター整備事業医療機器・備品等購入に係る契約          | 平成28年度～平成29年度 | 559,575   |
| 医学的リハビリテーション施設施設整備事業補助金                       | 平成28年度～平成30年度 | 29,865    |
| 三重県立子ども心身発達医療センター院内保育運営業務委託に係る契約              | 平成28年度～平成31年度 | 66,045    |
| 三重県立子ども心身発達医療センター患者給食業務等委託に係る契約               | 平成28年度～平成31年度 | 338,843   |
| 三重県立子ども心身発達医療センター施設設備管理等業務委託に係る契約             | 平成28年度～平成33年度 | 1,286,280 |
| 三重県立子ども心身発達医療センター整備事業電話交換設備工事・保守業務委託に係る契約     | 平成28年度～平成34年度 | 33,396    |
| 三重県立子ども心身発達医療センター地下水膜ろ過システムリースに係る契約           | 平成28年度～平成39年度 | 80,740    |
| 免許管理システム機器賃借及び保守に係る契約                         | 平成29年度        | 818       |
| 三重県立子ども心身発達医療センター整備事業舗装工事等に係る契約               | 平成29年度        | 37,941    |
| 三重県立子ども心身発達医療センター引越業務委託に係る契約                  | 平成29年度        | 27,104    |
| 特別児童扶養手当システムの保守業務委託に係る契約                      | 平成29年度～平成32年度 | 5,988     |
| 三重県立子ども心身発達医療センター整備事業薬剤部門システム構築・運用保守業務委託に係る契約 | 平成29年度～平成34年度 | 30,144    |

【平成28年度特別会計予算】

議案第10号

平成28年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算

(単位：千円)

| 項 目   | H27当初     | H28当初     | 増 減       | 説 明                          |
|-------|-----------|-----------|-----------|------------------------------|
| (歳入)  |           |           |           |                              |
| 諸収入   | 1,415,318 | 1,216,360 | △ 198,958 | 総合医療センターへの貸付金にかかる元利収入の減      |
| 県債    | 295,900   | 307,000   | 11,100    | 総合医療センターへの貸付金の財源として借り入れる県債の増 |
| 歳入合計  | 1,711,218 | 1,523,360 | △ 187,858 |                              |
| (歳出)  |           |           |           |                              |
| 貸付金   | 295,900   | 307,000   | 11,100    | 総合医療センターへの貸付金の増              |
| 元利償還金 | 1,415,318 | 1,216,360 | △ 198,958 | 総合医療センターにかかる県債の元利償還金の減       |
| 歳出合計  | 1,711,218 | 1,523,360 | △ 187,858 |                              |

議案第11号

平成28年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

(単位：千円)

| 項 目   | H27当初   | H28当初   | 増 減      | 説 明                            |
|-------|---------|---------|----------|--------------------------------|
| (歳入)  |         |         |          |                                |
| 諸収入   | 287,737 | 263,546 | △ 24,191 | 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金元利収入の減等      |
| 繰入金   | 29,142  | 21,860  | △ 7,282  | 貸付金の減による貸付原資(諸収入を上回る必要額の1/3)の減 |
| 県債    | 34,574  | 19,562  | △ 15,012 | 貸付金の減による貸付原資(諸収入を上回る必要額の2/3)の減 |
| 歳入合計  | 351,453 | 304,968 | △ 46,485 |                                |
| (歳出)  |         |         |          |                                |
| 貸付金   | 339,570 | 292,862 | △ 46,708 | 貸付金の減                          |
| 貸付事務費 | 11,883  | 12,106  | 223      | 事務費の増                          |
| 歳出合計  | 351,453 | 304,968 | △ 46,485 |                                |

## 議案第12号

## 平成28年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計予算

(単位：千円)

| 項 目          | H27当初     | H28当初     | 増 減      | 説 明          |
|--------------|-----------|-----------|----------|--------------|
| (歳入)         |           |           |          |              |
| 分担金及び負担金     | 57,742    | 80,652    | 22,910   | 措置入院収入の増等    |
| 使用料及び手数料     | 699,365   | 619,212   | △ 80,153 | 契約入院収入の減等    |
| 繰入金          | 303,353   | 361,275   | 57,922   | 一般会計からの繰入金の増 |
| 諸収入          | 6,342     | 6,783     | 441      | 雑入の増         |
| 国庫支出金        | 7,900     | 7,950     | 50       |              |
| 県債           | 2,000     | 2,000     | 0        |              |
| 歳入合計         | 1,076,702 | 1,077,872 | 1,170    |              |
| (歳出)         |           |           |          |              |
| 運営事業費<br>人件費 | 762,392   | 801,560   | 39,168   | 給料、職員手当等の増等  |
| 運営事業費        | 310,554   | 272,450   | △ 38,104 | 医薬材料費、賃金の減等  |
| 医療支援事業費      | 3,756     | 3,862     | 106      |              |
| 歳出合計         | 1,076,702 | 1,077,872 | 1,170    |              |

## 2 平成27年度三重県一般会計補正予算（第7号）等について

議案第2号および議案第3号の補正予算にかかる健康福祉部関係分は、一般会計で1億4,804万4千円の増額、特別会計で1,726万2千円の増額となっており、その内訳は次表のとおりです。

一般会計の主要項目については6頁の表に、特別会計については7頁の表に整理しました。

(単位：千円)

| 区 分                          | 補正前の額       | 補 正 額   | 補正後の予算額     |
|------------------------------|-------------|---------|-------------|
| 第3款 民 生 費                    | 99,496,984  | 65,346  | 99,562,330  |
| 第4款 衛 生 費                    | 24,160,918  | 82,698  | 24,243,616  |
| 第10款 教 育 費                   | 1,910,387   | -       | 1,910,387   |
| 一 般 会 計                      | 125,568,289 | 148,044 | 125,716,333 |
| 地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計 | 1,704,563   | -       | 1,704,563   |
| 三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計   | 392,595     | -       | 392,595     |
| 三重県立小児心療センターあすなる学園事業特別会計     | 1,029,337   | 17,262  | 1,046,599   |
| 特 別 会 計                      | 3,126,495   | 17,262  | 3,143,757   |

【一般会計】

議案第2号 平成27年度三重県一般会計補正予算（第7号） 項目一覧表

健康福祉部  
(単位：千円)

| 項 目                  | 補正前の額       | 補正額     | 補正後の額       | 説 明  |
|----------------------|-------------|---------|-------------|--|
| 《民生費》                |             |         |             |  |
| 給与費                  |             |         |             |  |
| 人件費                  | 3,509,026   | 65,346  | 3,574,372   | 人事委員会勧告に基づく給与改定による人件費の増                      |
| 民 生 費 計              | 99,496,984  | 65,346  | 99,562,330  |  |
| 《衛生費》                |             |         |             |  |
| 給与費                  |             |         |             |  |
| 人件費                  | 3,610,150   | 65,842  | 3,675,992   | 人事委員会勧告に基づく給与改定による人件費の増                      |
| 小児心療センターあすな<br>ろ学園諸費 |             |         |             |  |
| 小児心療センターあすな<br>ろ学園諸費 | 288,539     | 17,262  | 305,801     | 人事委員会勧告に基づく給与改定にかかる経費                        |
| 食の安全食品検査事業           |             |         |             |  |
| 食の安全食品検査事業費          | 49,512      | △2,042  | 47,470      | 伊勢志摩サミットに関する食品関係施設で提供される食品等の検査に係る消耗品費の精査による減 |
| 病院事業会計支出金            |             |         |             |  |
| 病院事業会計負担金            | 2,705,808   | 1,636   | 2,707,444   | 人事委員会勧告に基づく給与改定にかかる経費                        |
| 衛 生 費 計              | 24,160,918  | 82,698  | 24,243,616  |  |
| 教 育 費 計              | 1,910,387   | -       | 1,910,387   |  |
| 合 計                  | 125,568,289 | 148,044 | 125,716,333 |  |

## 【特別会計】

議案第3号

平成27年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算（第2号）

（単位：千円）

| 項 目      | 補正前の額     | 補 正 額  | 補正後の予算額   | 説 明                 |
|----------|-----------|--------|-----------|---------------------|
| (歳入)     |           |        |           |                     |
| 分担金及び負担金 | 88,793    | —      | 88,793    |                     |
| 使用料及び手数料 | 633,480   | —      | 633,480   |                     |
| 繰入金      | 288,539   | 17,262 | 305,801   | 一般会計繰入金の増           |
| 諸収入      | 8,602     | —      | 8,602     |                     |
| 繰越金      | 23        | —      | 23        |                     |
| 国庫支出金    | 7,900     | —      | 7,900     |                     |
| 県債       | 2,000     | —      | 2,000     |                     |
| 歳入合計     | 1,029,337 | 17,262 | 1,046,599 |                     |
| (歳出)     |           |        |           |                     |
| 人件費      | 761,482   | 17,262 | 778,744   | 人事委員会勧告に基づく給与改定による増 |
| 運営事業費    | 264,156   | —      | 264,156   |                     |
| 医療支援事業費  | 3,699     | —      | 3,699     |                     |
| 歳出合計     | 1,029,337 | 17,262 | 1,046,599 |                     |



### 3 平成27年度三重県一般会計補正予算（第8号）等について

議案第70号、議案第72号および議案第73号の補正予算にかかる健康福祉部関係分は、一般会計で2,090万円の減額、特別会計で1,674万5千円の減額となっており、その内訳は次表のとおりです。

一般会計の主要項目については、9頁から10頁の表に整理しました。なお、繰越明許費については、11頁から12頁の表に整理しましたとおり追加および変更で合わせて8件を、債務負担行為については、13頁から14頁の表に整理しましたとおり追加で24件を計上しています。

また、特別会計については、15頁から16頁の表に整理しました。

(単位：千円)

| 区 分                          | 補正前の額       | 補 正 額      | 補正後の予算額     |
|------------------------------|-------------|------------|-------------|
| 第3款 民 生 費                    | 99,562,330  | 1,235,776  | 100,798,106 |
| 第4款 衛 生 費                    | 24,243,616  | △1,282,197 | 22,961,419  |
| 第10款 教 育 費                   | 1,910,387   | 25,521     | 1,935,908   |
| 一 般 会 計                      | 125,716,333 | △20,900    | 125,695,433 |
| 地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計 | 1,704,563   | -          | 1,704,563   |
| 三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計   | 392,595     | 32         | 392,627     |
| 三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計     | 1,046,599   | △16,777    | 1,029,822   |
| 特 別 会 計                      | 3,143,757   | △16,745    | 3,127,012   |

【一般会計】

議案第70号 平成27年度三重県一般会計補正予算（第8号） 主要項目一覧表

健康福祉部  
(単位：千円)

| 項目               | 補正前の額      | 補正額     | 補正後の額      | 説明  |
|------------------|------------|---------|------------|---|
| 《民生費》            |            |         |            |   |
| (主な増額補正)         |            |         |            |   |
| 国民健康保険行政事務費      |            |         |            |   |
| 国民健康保険指導事務費      | 39,853     | 500,000 | 539,853    | 市町からの新規貸付希望による増                             |
| 国民健康保険行政事務費      |            |         |            |   |
| 国民健康保険保険基盤安定負担金  | 4,937,133  | 402,699 | 5,339,832  | 国民健康保険法改正に伴う保険料の軽減対象者拡充に係る県負担金の所要見込額の増加による増 |
| 介護保険制度実施関係事業費    |            |         |            |   |
| 介護給付費県負担金        | 20,400,836 | 306,590 | 20,707,426 | 介護保険法に基づく市町に対する県負担金の所要見込額の増加による増            |
| 国民健康保険行政事務費      |            |         |            |   |
| 国民健康保険財政安定化基金積立金 | 0          | 270,800 | 270,800    | 国民健康保険法の改正に伴い新規に設置する基金に係る国からの基金原資の受入れによる皆増  |
| 保育所事業費           |            |         |            |   |
| 施設型給付費負担金        | 2,826,912  | 184,875 | 3,011,787  | 施設型給付費負担金等の所要見込額の増加による増                     |
| 国民健康保険行政事務費      |            |         |            |   |
| 高額医療費共同事業負担金     | 1,000,814  | 131,088 | 1,131,902  | 国民健康保険法に基づく高額医療費共同事業拠出金の県負担金の所要見込額の増加による増   |
| 保護費              |            |         |            |   |
| 生活保護扶助費          | 1,888,185  | 120,901 | 2,009,086  | 生活保護法に基づく生活保護費等の所要見込額の増加による増                |
| 児童措置費            |            |         |            |   |
| 児童入所施設措置費        | 3,109,361  | 119,812 | 3,229,173  | 児童福祉法に基づく児童入所施設措置費の所要見込額の増加による増             |

| 項 目                | 補正前の額       | 補正額         | 補正後の額       | 説 明  |
|--------------------|-------------|-------------|-------------|--|
| (主な減額補正)           |             |             |             |  |
| 老人医療対策費            |             |             |             |  |
| 後期高齢者医療費県負担金       | 16,479,032  | △ 551,780   | 15,927,252  | 三重県後期高齢者医療広域連合に対する交付金の所要見込額の減少等による減                                |
| 保育所事業費             |             |             |             |  |
| 安心こども基金保育基盤整備事業費   | 209,603     | △ 144,349   | 65,254      | 保育所の整備箇所数の減少等による安心こども基金保育基盤整備事業費補助金等の所要見込額の減少による減                  |
| 少子化対策推進事業費         |             |             |             |  |
| 地域少子化対策市町強化交付金     | 120,020     | △ 109,544   | 10,476      | 地域少子化対策強化交付金の所要見込額の減少による減  |
| 民 生 費 計            | 99,562,330  | 1,235,776   | 100,798,106 |  |
| 《衛生費》              |             |             |             |  |
| (主な増額補正)           |             |             |             |  |
| 衛生試験研究管理費          |             |             |             |  |
| 衛生試験研究管理費          | 129,043     | 168,024     | 297,067     | 保健環境研究所における自家用発電設備改修工事の施工等による増                                     |
| がん対策推進費            |             |             |             |  |
| がん予防・早期発見事業費       | 10,425      | 2,847       | 13,272      | 伊勢志摩サミットの開催を契機に、伊勢志摩地域の飲食店、宿泊施設、公共交通機関等を対象として、受動喫煙防止対策の充実を図ることによる増 |
| (主な減額補正)           |             |             |             |  |
| 救急医療対策費            |             |             |             |  |
| 救急・へき地医療施設設備整備費補助金 | 1,762,389   | △ 744,307   | 1,018,082   | ・補助対象事業の進捗に伴う今年度の補助金の所要見込額の減少による減<br>・「サミット緊急医療機器等整備事業」の皆増         |
| 難病対策費              |             |             |             |  |
| 指定難病等対策事業費         | 2,648,235   | △ 378,596   | 2,269,639   | 特定医療費助成額の所要見込額の減少等による減   |
| 児童援護費              |             |             |             |  |
| 小児慢性特定疾病対策事業費      | 651,597     | △ 187,785   | 463,812     | 小児慢性特定疾病医療費助成額の所要見込額の減少による減  |
| 衛 生 費 計            | 24,243,616  | △ 1,282,197 | 22,961,419  |  |
| 教 育 費 計            | 1,910,387   | 25,521      | 1,935,908   |  |
| 合 計                | 125,716,333 | △ 20,900    | 125,695,433 |  |

## (繰越明許費)

追加

(単位：千円)

| 項 目                          | 繰 越 額   | 繰 越 理 由   |
|------------------------------|---------|---|
| 《民生費》                        |         |   |
| 介護基盤整備関係事業費                  |         |   |
| 介護サービス施設・設備整備推進事業費           | 298,530 | 補助事業者において、設計内容の見直しおよび資材の入手等に不測の日数を要したため。          |
| 災害救助事業費                      |         |   |
| 災害医療体制強化推進事業費                | 3,617   | 災害備蓄倉庫の設計内容の見直しに不測の日数を要したため。                      |
| 民 生 費 計                      | 302,147 |   |
| 《衛生費》                        |         |   |
| 衛生試験研究管理費                    |         |   |
| 衛生試験研究管理費                    | 170,642 | 保健環境研究所における自家用発電設備改修工事の施工内容、入札方法の選定等に不測の日数を要したため。 |
| 救急医療対策費                      |         |   |
| 救急・へき地医療施設設備整備費補助金           | 140,168 | 補助事業者において、設計内容の見直しに不測の日数を要したため。                   |
| 救急医療体制再整備・医療情報提供充実事業費        | 12,960  | 救急医療情報システムの設計内容の見直しに不測の日数を要したため。                  |
| みえライフイノベーション総合特区推進事業費        |         |   |
| みえライフイノベーション総合特区医療情報利活用推進事業費 | 107,800 | 補助事業者において、計画内容の見直しに不測の日数を要したため。                   |
| 衛 生 費 計                      | 431,570 |   |
| 合 計                          | 733,717 |   |

変更

(単位：千円)

| 項 目   | 繰越額  | 繰越理由   |
|---|--|--|
| <p>《民生費》</p> <p>児童虐待防止総合対策事業費</p> <p>家庭的養護推進事業費</p> | <p>(補正前)<br/>167,527<br/>(補正後)<br/>378,373</p> | <p>・補助事業者において、設計内容の見直しおよび資材の入手等に不測の日数を要したため。<br/>・基本計画の策定・変更（工事着工箇所、面積、建物の配置、規模、収用人員等）に不測の日数を要したため</p> |
| <p>民 生 費 計</p>                                      | <p>(補正前)<br/>602,473<br/>(補正後)<br/>813,319</p> |  |
| <p>《衛生費》</p> <p>母子保健対策費</p> <p>周産期医療システム構築事業費</p>   | <p>(補正前)<br/>0<br/>(補正後)<br/>11,500</p>        | <p>・補助事業者において、設計内容の見直しに不測の日数を要したため。</p>  |
| <p>衛 生 費 計</p>                                      | <p>(補正前)<br/>8,739<br/>(補正後)<br/>20,239</p>    |  |
| <p>合 計</p>  | <p>(補正前)<br/>611,212<br/>(補正後)<br/>833,558</p> |  |

## (債務負担行為)

追加

(単位:千円)

| 事 項                                | 期 間           | 限 度 額  |
|------------------------------------|---------------|--------|
| 応急仮設住宅としての民間賃貸住宅借上に係る契約            | 平成27年度～平成28年度 | 1,566  |
| 生活困窮者家計相談支援業務委託に係る契約               | 平成27年度～平成28年度 | 2,268  |
| 援護システム運用支援業務委託に係る契約                | 平成27年度～平成28年度 | 1,499  |
| 三重県福祉人材センター運営事業委託に係る契約             | 平成27年度～平成28年度 | 11,004 |
| 職場体験事業委託に係る契約                      | 平成27年度～平成28年度 | 9,121  |
| 福祉・介護人材マッチング支援事業委託に係る契約            | 平成27年度～平成28年度 | 25,127 |
| 福祉・介護の魅力発信事業委託に係る契約                | 平成27年度～平成28年度 | 10,134 |
| 介護職員初任者研修資格取得支援事業委託に係る契約           | 平成27年度～平成28年度 | 17,608 |
| 小規模事業所等人材育成支援事業委託に係る契約             | 平成27年度～平成28年度 | 7,024  |
| 潜在的有資格者等再就業促進事業委託に係る契約             | 平成27年度～平成28年度 | 6,043  |
| シニア世代介護職場就労支援事業委託に係る契約             | 平成27年度～平成28年度 | 6,234  |
| 地域生活定着支援事業委託に係る契約                  | 平成27年度～平成28年度 | 23,000 |
| 生活保護システム保守・運用管理業務委託に係る契約           | 平成27年度～平成28年度 | 1,619  |
| 生活保護等版医療レセプト管理システム保守・運用管理業務委託に係る契約 | 平成27年度～平成28年度 | 266    |
| 指定事業者台帳管理システム保守委託に係る契約             | 平成27年度～平成28年度 | 594    |

| 事 項                                 | 期 間           | 限 度 額   |
|-------------------------------------|---------------|---------|
| 指定事業者同報メール配信システム保守点検に係る契約           | 平成27年度～平成28年度 | 648     |
| 高齢者・障害者住宅整備資金貸付金償還事務システムサポート委託に係る契約 | 平成27年度～平成28年度 | 65      |
| 三重県障害者手帳交付システム保守運用サポート業務委託に係る契約     | 平成27年度～平成28年度 | 726     |
| 精神保健業務管理システム使用保守業務委託に係る契約           | 平成27年度～平成28年度 | 1,465   |
| 三重DMAT傷害保険に係る契約                     | 平成27年度～平成28年度 | 520     |
| 小児夜間医療・健康電話相談業務委託に係る契約              | 平成27年度～平成28年度 | 15,120  |
| 三重県広域災害・救急医療情報システム運営事業委託に係る契約       | 平成27年度～平成28年度 | 115,995 |
| 児童相談所児童記録システム保守管理業務委託に係る契約          | 平成27年度～平成28年度 | 3,000   |
| 結核・感染症発生動向調査システム保守業務委託に係る契約         | 平成27年度～平成32年度 | 5,155   |

【特別会計】

議案第72号

平成27年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

（単位：千円）

| 項 目   | 補正前の額   | 補 正 額 | 補正後の額   | 説 明    |
|-------|---------|-------|---------|--------|
| (歳入)  |         |       |         |        |
| 諸収入   | 287,737 | 32    | 287,769 | 預金利子の増 |
| 繰越金   | 93,358  | -     | 93,358  |        |
| 繰入金   | 11,500  | -     | 11,500  |        |
| 県債    | -       | -     | -       |        |
| 歳入合計  | 392,595 | 32    | 392,627 |        |
| (歳出)  |         |       |         |        |
| 貸付金   | 381,067 | 32    | 381,099 | 貸付金の増  |
| 貸付事務費 | 11,528  | -     | 11,528  |        |
| 歳出合計  | 392,595 | 32    | 392,627 |        |



## 議案第73号

## 平成27年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算(第3号)

(単位:千円)

| 項 目      | 補正前の額     | 補 正 額    | 補正後の額     | 説 明         |
|----------|-----------|----------|-----------|-------------|
| (歳入)     |           |          |           |             |
| 分担金及び負担金 | 88,793    | △ 7,057  | 81,736    | 措置入院診療収入の減等 |
| 使用料及び手数料 | 633,480   | △ 20,284 | 613,196   | 契約入院診療収入の減等 |
| 繰入金      | 305,801   | 10,459   | 316,260   | 一般会計繰入金の増   |
| 諸収入      | 8,602     | 105      | 8,707     |             |
| 繰越金      | 23        | -        | 23        |             |
| 国庫支出金    | 7,900     | -        | 7,900     |             |
| 県債       | 2,000     | -        | 2,000     |             |
| 歳入合計     | 1,046,599 | △ 16,777 | 1,029,822 |             |
| (歳出)     |           |          |           |             |
| 人件費      | 778,744   | △ 1,518  | 777,226   | 給与費の減等      |
| 運営事業費    | 264,156   | △ 15,294 | 248,862   | 報酬・賃金の減等    |
| 医療支援事業費  | 3,699     | 35       | 3,734     |             |
| 歳出合計     | 1,046,599 | △ 16,777 | 1,029,822 |             |

## 4 三重県国民健康保険財政安定化基金条例案について

### 1 制定理由

平成 27 年 5 月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（以下「医療保険制度改革法」という。）が成立し、平成 30 年度から都道府県は、財政運営などの国民健康保険運営の中心的な役割を果たすことになりました。

このため、一部改正された国民健康保険法第 81 条の 2 第 1 項の規定に基づき、国民健康保険財政の安定化を図るため、「三重県国民健康保険財政安定化基金」（以下「基金」という。）を設置するものです。

### 2 基金の設置趣旨

県の保険給付の増加や市町の保険料収納不足によって国民健康保険特別会計の財源が不足しても、一般会計からの財政補填を行う必要がないよう、貸付・交付を行うこととし、これらに必要な費用に充てるため設置するものです。

基金の原資は、国から各都道府県に交付されることとなっており、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間に全国で 2,000 億円の規模となる予定です。

|           |          |            |
|-----------|----------|------------|
| (本県受入予定額) | 平成 27 年度 | 270,800 千円 |
|           | 平成 28 年度 | 800,000 千円 |
|           | 平成 29 年度 | 未定         |

なお、平成 30 年度以降、基金から交付を行った場合の補填については、基金の状況を勘案しながら、国、県、市町が 1/3 ずつ負担することとなります。

### 3 条例の概要

医療保険制度改革法附則第 6 条第 2 項の規定により平成 29 年度末まで基金を処分することはできず、その間は、国からの原資の受入れのみを行うこととなるため、処分等に関する規定を除き、以下のとおり基金の積立て等について規定しています。

- (1) 基金には、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定める額を積み立てるものとします。
- (2) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととします。
- (3) 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとします。

### 4 施行期日

公布の日

# 国民健康保険の財政安定化基金

## 1. 趣旨

- 財政の安定化のため、給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、一般財源からの財政補填等を行う必要がないよう、都道府県に財政安定化基金を設置し、都道府県及び市町村に対し貸付・交付を行うことができる体制を確保する。

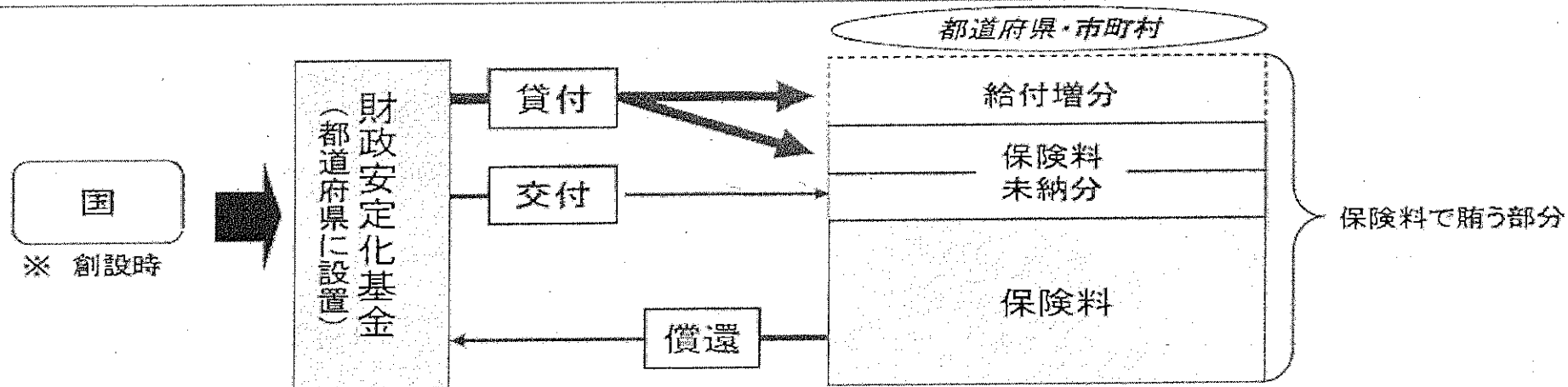
## 2. 内容

- 貸付・・・各年度、財源不足額を貸付。原則3年間で償還（無利子）
- 交付・・・特別な事情が生じた場合、モラルハザードが生じないように留意しつつ、財源不足額のうち保険料収納不足額×1/2以内を交付

特別な事情に該当する場合 ……災害、景気変動等（詳細は、今後地方と協議の上、政省令で規定）

## 3. 基金規模等

- 2,000億円規模をめざし、国費で創設・順次積増しすることとし、平成27年度は200億円を措置。
- 交付分に対する補填は各都道府県が基金の適正規模を判断して決定。  
※国・都道府県・市町村（保険料。按分の在り方については引き続き検討）で1/3ずつ補填

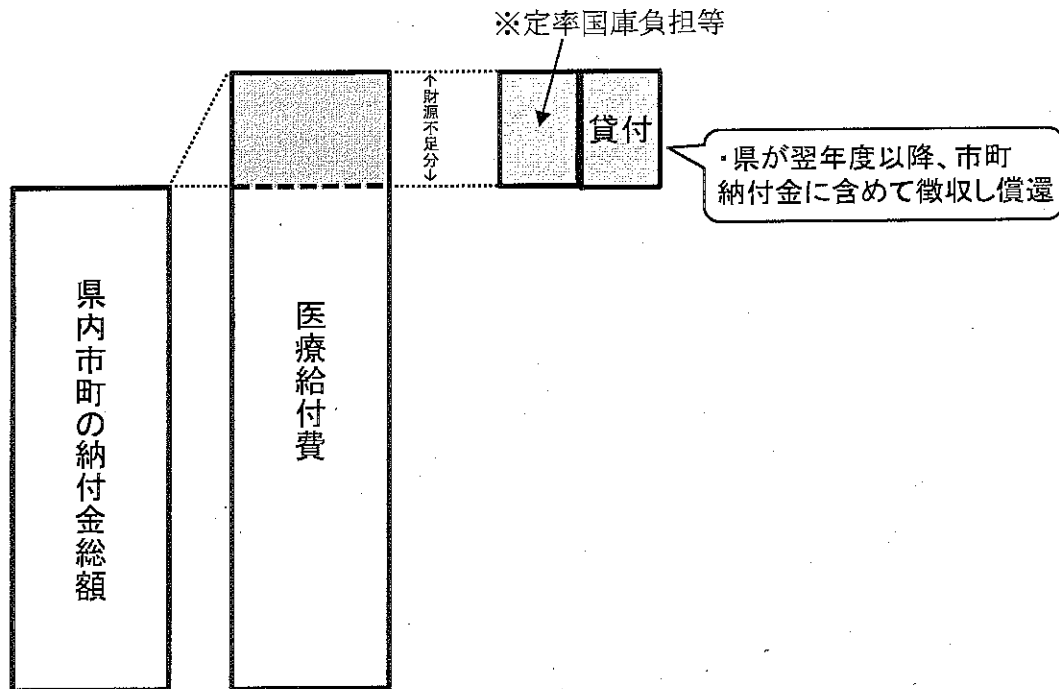


# 国民健康保険財政安定化基金による貸付・交付(イメージ)

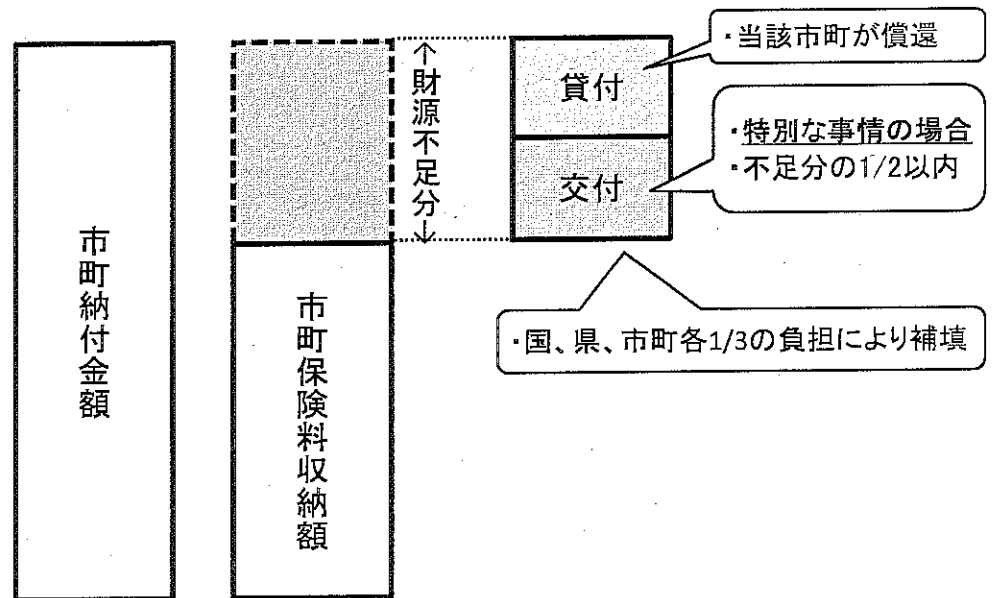
## 趣旨

- 財政の安定化のため、保険給付の増加や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、一般会計からの財政補填を行う必要がないよう、県に財政安定化基金を設置し、県及び市町に対して貸付・交付を行うことができることとする。  
⇒キャッシュフロー不足への対応が基本

## 県全体で保険給付の増加が生じた場合



## 市町において保険料収納不足が生じた場合



## 財政安定化基金 を交付する特別な事情

- ・局地的災害(台風、洪水など)
- ・地域企業の破綻
- ・その他市町の財政運営に大きな影響を及ぼす場合  
⇒今後政省令で規定

## 5 三重県立子ども心身発達医療センター条例案について

### 1 制定理由

この条例は、障がい又は発達上の課題を有する子どもに医療及び福祉を提供するとともに、子どもの心身の健全な発達に寄与するため、三重県立子ども心身発達医療センターの設置及び管理について地方自治法第228条第1項及び第244条の2第1項に基づき必要な事項を定めるものです。

### 2 条例の内容

#### 【主な制定内容】

#### (1) 名称及び位置 (第1条)

名称「三重県立子ども心身発達医療センター」

位置「津市」

#### (2) 事業 (第2条)

肢体不自由児及び発達障がい児等に対する

- ・医療型障害児入所施設としての保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療
- ・病院としての入院、外来診療、機能回復訓練等

障害福祉サービスとしての生活支援、短期入所等療育についての相談、支援

#### (3) 利用の許可等 (第3条～第4条)

入所等に係る規定

退所等に係る規定

#### (4) 使用料の額及び徴収方法 (第5条～第9条)

診療等に係る使用料等

児童福祉法による使用料等

障害者総合支援法による使用料等

### 3 施行期日

本条例は、平成29年6月の新センター開設にあわせて施行します。

本条例の施行に伴い、現行の「三重県立草の実リハビリテーションセンター条例」及び「三重県立小児心療センターあすなろ学園条例」は廃止します。

なお、廃止にあたっては新センター条例において経過措置を設けます。

## 6 基金に関する条例の一部改正について

### 1 三重県安心こども基金条例の一部改正について

#### (1) 改正理由

三重県安心こども基金の設置の目的を達成するための一部の事業の実施期間の延長等に鑑み、規定を整備するものです。

#### (2) 改正内容

条例の有効期限を平成28年3月31日から平成30年3月31日まで延長します。

また、実施された事業に係る精算期限を平成30年6月30日までとします。

#### (3) 施行期日

公布の日

### 2 三重県自殺対策緊急強化基金条例の一部改正について

#### (1) 改正理由

三重県自殺対策緊急強化基金の設置の目的を達成するための事業の実施期間の延長に鑑み、規定を整備するものです。

#### (2) 改正内容

条例の有効期限を平成28年3月31日から平成29年3月31日まで延長します。

また、実施された事業に係る精算期限を平成29年12月31日までとします。

#### (3) 施行期日

公布の日

## 7 三重県手数料条例の一部を改正する条例案について

### 1 介護支援専門員研修受講手数料の改定について

#### (1) 改正理由

介護保険法及び介護保険法施行令に基づき実施される介護支援専門員研修の内容が改正されることに鑑み、手数料についての規定を整備するものです。

#### (2) 改正内容

介護支援専門員になる際に受講が必要な実務研修に、これまで任意であった基礎研修が統合されたことや、新たに更新制が導入された主任介護支援専門員の更新研修の創設等に伴い、必要な研修事務手数料を改定します。

| 手数料の名称                | 現行      | 改定後     | 備考             |
|-----------------------|---------|---------|----------------|
| 介護支援専門員実務研修事務手数料      | 18,400円 | 41,000円 | 基礎研修を統合        |
| 介護支援専門員実務経験者更新研修事務手数料 | 23,700円 | 59,900円 | 専門研修課程ⅠとⅡを同時受講 |
| 介護支援専門員専門研修（課程Ⅰ）事務手数料 | 13,300円 | 35,600円 | 内容充実           |
| 介護支援専門員専門研修（課程Ⅱ）事務手数料 | 10,400円 | 24,300円 | 内容充実           |
| 介護支援専門員実務従事者基礎研修事務手数料 | 15,000円 | —       | 削除             |
| 主任介護支援専門員更新研修事務手数料    | —       | 20,000円 | 新設             |

#### (3) 施行期日

平成28年4月1日

### 2 歯科技工士国家試験の合格証明書交付手数料に係る規定の削除について

#### (1) 改正理由

歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令の一部改正に伴い、歯科技工士国家試験合格証明書の交付事務に係る規定を整理するものです。

#### (2) 改正内容

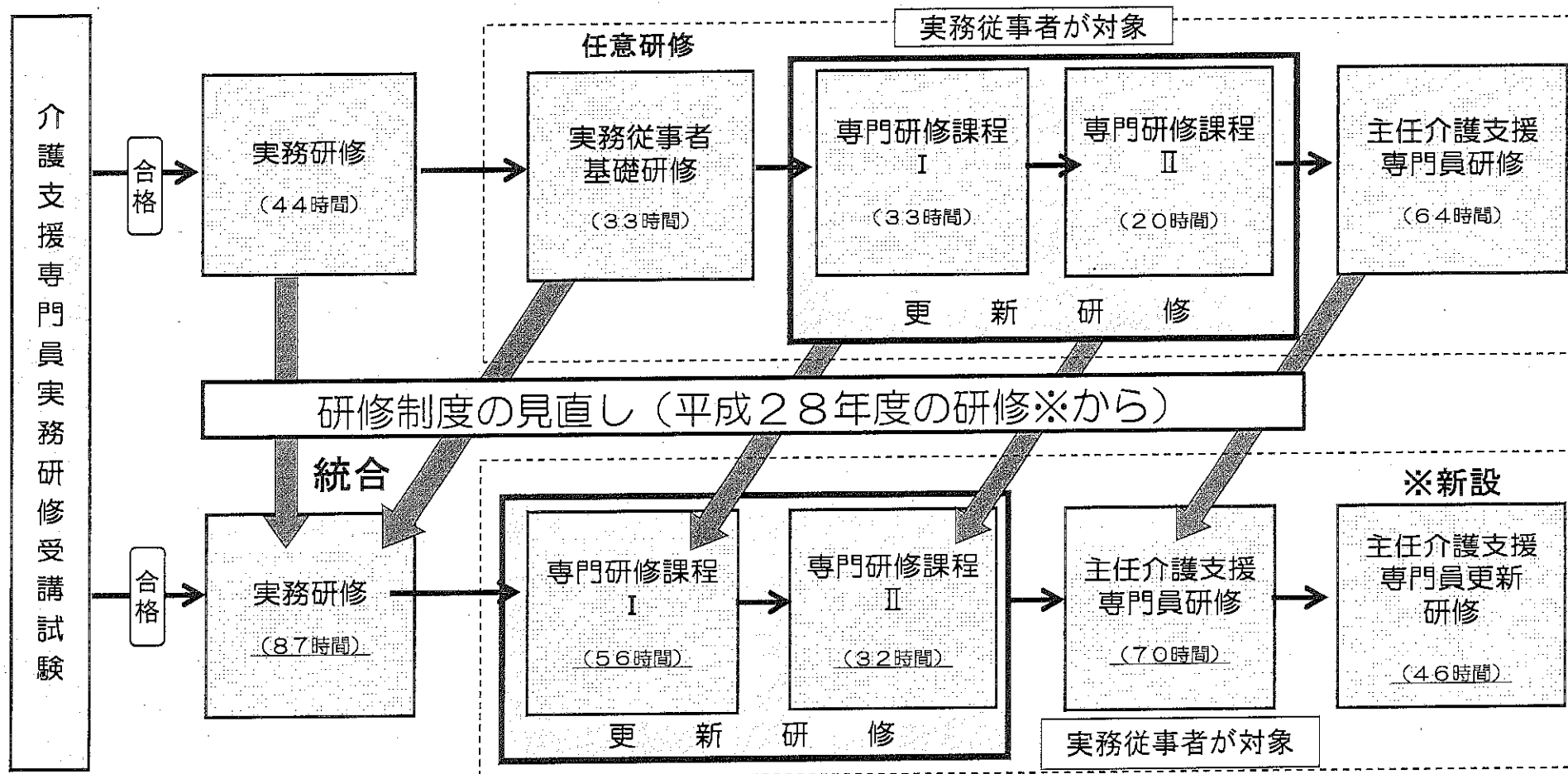
歯科技工士国家試験に係る合格証明書の交付事務について、厚生労働大臣が指定する指定試験機関が当該事務を行うことになったことから、当該事務の手数料に係る規定を削除します。

#### (3) 施行期日

公布の日

## 介護支援専門員(ケアマネジャー)の研修制度の見直し

- 地域包括ケアシステムの中で、医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら、利用者の尊厳を旨とした自立支援に資するケアマネジメントを実践できる専門職を養成するため、介護支援専門員に係る研修制度を見直す。
- 入口の研修である介護支援専門員実務研修を充実するため、任意の研修となっている介護支援専門員実務従事者基礎研修を介護支援専門員実務研修に統合。
- 主任介護支援専門員に更新制を導入し、更新時の研修として更新研修を創設。
- 専門職として修得すべき知識、技術を確認するため、各研修修了時に修了評価を実施。



※ 実務研修等は平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から、専門研修等は平成28年4月1日から施行。



# 1 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例

## に基づく報告について

### (1) 予算に関する補助金等に係る資料

- ・ (条例第5条関係) 予算に関する補助金等に係る資料 . . . . . 25

### (2) 交付決定実績調書

- ・ (条例第6条第1項関係) 交付決定実績調書 (5億円以上) . . . . . 55

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                    | 補助事業者等の氏名及び住所                           | 交付予定額<br>(予定時期)    | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名        | 支出科目    |               |                     |               |
|----|----------------------------|---|--------------------|---|--|---|--------------|---------|---------------|---------------------|---------------|
|    |                            |   |                    |   |  |   |              | 款       | 項             | 目                   | 事業名           |
| 1  | 福祉休養ホーム<br>瀬流荘整備事業<br>費補助金 | 熊野市<br>熊野市井戸町796                        | 23,514<br>(未定)     | 平成26年度に熊野市に<br>譲渡した瀬流荘の大規模<br>改修工事等に要する経費<br>を補助する。   | (目的・理由)<br>市へ譲渡した瀬流荘につ<br>いて、管理運営を一元化<br>し、施設改修することで、<br>効率的・効果的な経営に<br>つなげるとともに、集客機<br>能を強化する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金<br>等交付要綱 | 公共財<br>平成26年度に市へ譲渡し<br>た施設について、市が集<br>客機能強化のために実施<br>する改修工事に要する経<br>費に対し一定額を補助す<br>ることは、公益性がある。           | 健康福祉<br>総務課  | 民生<br>費 | 社会<br>福祉<br>費 | 社会<br>福祉<br>総務<br>費 | 社会福祉関<br>係総務費 |
| 2  | 生活衛生営業指<br>導センター補助<br>金    | 公益財団法人三重県生<br>活衛生営業指導センター<br>津市烏居町251-5 | 19,224<br>(H28.10) | 公益財団法人三重県生<br>活衛生営業指導センター<br>が行う、生活衛生関係営<br>業に関する施設の衛生維<br>持及び改善向上並びに<br>経営の健全化についての<br>相談及び指導等の事務<br>にかかる経費について補<br>助する。 | (目的・理由)<br>県内生活衛生関係営業<br>者の経営の健全化を促<br>進し、公衆衛生の確保を<br>図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金<br>等交付要綱                                       | 外部(不)経済<br>県内全域の生活衛生水準<br>の維持向上、公衆衛生の<br>確保を図るものであり、社<br>会的効用性を発生させる<br>ものとして、公益性があ<br>る。                 | 食品安全課        | 衛生<br>費 | 環境<br>衛生<br>費 | 環境<br>衛生<br>指導<br>費 | 生営法施行<br>費    |
| 3  | 感染症指定医療<br>機関運営事業費<br>補助金  | 日本赤十字社三<br>重県支部<br>津市栄町1-891            | 12,344<br>(未定)     | 感染症法に基づく感染症<br>指定医療機関の病床運<br>営に要する経費を補助す<br>る。  | (目的・理由)<br>感染症指定医療機関の<br>円滑な感染症病床運営を<br>図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金<br>等交付要綱   | シビルミニマム<br>県民の生活に危険を与え<br>る感染症の予防及び感染<br>症の患者に対する医療を<br>確保するものであり、県民<br>の健康的な生活のための<br>環境整備として公益性が<br>ある。 | 薬務感染<br>症対策課 | 同上      | 公衆<br>衛生<br>費 | 予防<br>費             | 防疫対策費         |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                  | 補助事業者等の氏名及び住所                             | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名               | 支出科目    |               |                     |   |
|----|--------------------------|---|-----------------|---|---|---|---------------------|---------|---------------|---------------------|---|
|    |                          |   |                 |   |   |   |                     | 款       | 項             | 目                   | 事業名   |
| 4  | 医療情報データベース構築支援事業補助金      | 国立大学法人三重大学医学部附属病院<br>津市江戸橋2丁目174          | 42,350<br>(未定)  | 県内中核病院が有する電子カルテ情報等について、標準化し集約のうえデータベース化を行う経費に対して補助する。 | (目的・理由)<br>医療介護総合確保法にかかる三重県計画に基づき、医療機関間の切れ目のない地域医療連携や大規模災害等を想定した患者診療情報の保全等を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>県内中核病院の電子カルテ情報等の集約により、地域医療連携や患者診療情報の保全等を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。                            | ライフイン<br>ベーション<br>課 | 衛生<br>費 | 医薬<br>費       | 業務<br>費             | みえライフイン<br>ベーション総<br>合特区推進<br>事業費           |
| 5  | 三重県交通施設バリアフリー化設備モデル整備補助金 | 近畿日本鉄道株式会社<br>大阪府大阪市天王寺区上本町6-1-55         | 72,668<br>(未定)  | 鉄道事業者が行う近鉄伊勢若松駅、近鉄松阪駅、近鉄阿倉川駅のバリアフリー化に要する経費の一部を補助する。   | (目的・理由)<br>公共交通機関を利用する際に、だれもが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化を支援する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱            | シビル・ミニマム<br>誰もが安全で自由に移動できるよう、駅舎の段差解消、多機能トイレ等のバリアフリー化を支援することは、最低限度の生活環境基準を確保するために必要であり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 地域福祉<br>課           | 民生<br>費 | 社会<br>福祉<br>費 | 社会<br>福祉<br>総務<br>費 | UD(ユニバー<br>サルデザイ<br>ン)のまちづく<br>り総合推進事<br>業費 |
| 6  | 同上                       | 東海旅客鉄道株式会社<br>愛知県名古屋市<br>中村区名駅1丁目<br>1番4号 | 16,600<br>(未定)  | 鉄道事業者が行うJR松阪駅のバリアフリー化に要する経費の一部を補助する。                  | 同上  | 同上  | 同上                  | 同上      | 同上            | 同上                  | 同上  |

-26-

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                                      | 補助事業者等の氏名及び住所                  | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目 |       |         |               |
|----|--|--------------------------------|-------------------|--|---|--|-------|------|-------|---------|---------------|
|    |  |                                |                   |  |   |  |       | 款    | 項     | 目       | 事業名           |
| 7  | 生活困窮者就労準備支援事業費等(日常生活自立支援事業・福祉サービス利用援助等事業)補助金 | 社会福祉法人三重県社会福祉協議会<br>津市桜橋2丁目131 | 166,084<br>(未定)   | 判断能力に不安のある認知症高齢者や知的障がい者等が安心して暮らしていけるよう、三重県社会福祉協議会が行う福祉サービスの利用援助等を支援する。 | (目的・理由)<br>認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な方が自立した地域生活を送れるよう福祉サービスの利用援助等を行い、権利擁護に資する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱            | シビル・ミニマム判断能力が不十分な方が自立して地域で生活できるよう福祉サービスの利用援助等を行うことにより、その方の権利擁護を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 地域福祉課 | 民生費  | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 | 福祉サービス利用支援事業費 |
| 8  | 福祉活動指導員設置費補助金                                | 社会福祉法人三重県社会福祉協議会<br>津市桜橋2丁目131 | 40,000<br>(H29.1) | 三重県社会福祉協議会の福祉活動指導員の人員費に対して助成する。  | (目的・理由)<br>三重県社会福祉協議会の活動の強化を図り、民間社会福祉活動の充実、発展を推進する。「社会福祉協議会活動の強化について」(平成11年4月8日付け厚生省社会・援護局長通知)<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>三重県社会福祉協議会の活動を強化することにより、民間社会福祉活動の充実、発展を図るものであり、社会的効用を発生させるものとして公益性がある。                  | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 民間福祉団体等協働事業費  |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                 | 補助事業者等の氏名及び住所                  | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目 |       |         |           |
|----|-------------------------|--------------------------------|-------------------|--|---|--|-------|------|-------|---------|-----------|
|    |                         |                                |                   |  |   |  |       | 款    | 項     | 目       | 事業名       |
| 9  | 社会福祉研修センター事業費補助金        | 社会福祉法人三重県社会福祉協議会<br>津市桜橋2丁目131 | 10,158<br>(H29.1) | 三重県社会福祉協議会が実施する社会福祉研修センターの事業に対して補助する。            | (目的・理由)<br>社会福祉施設職員の資質向上を図り、社会福祉事業全体の質の向上を目的とする。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱   | 外部(不)経済<br>三重県社会福祉協議会が研修事業を実施することにより、社会福祉施設職員の資質向上が図られ、社会的効用を発生させるものとして公益性がある。       | 地域福祉課 | 民生費  | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 | 福祉人材養成事業費 |
| 10 | 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金 | 独立行政法人福祉医療機構<br>東京都港区虎ノ門4-3-13 | 347,940<br>(未定)   | 県内社会福祉施設等の被共済職員が退職したときに、機構が支給する退職手当金の一部について補助する。 | (目的・理由)<br>社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済事業に要する経費を補助することにより、社会福祉施設職員等の処遇向上を図る。<br><br>(根拠)<br>社会福祉施設職員等退職手当共済法 | シビルミニマム<br>社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、社会福祉施設職員等の退職手当金の一部を補助することにより、職員の処遇向上を図るものであり、公益性がある。 | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 福祉人材確保対策費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称           | 補助事業者等の氏名及び住所                     | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容                                    | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目 |       |       |              |
|----|-------------------|-----------------------------------|-----------------|---|--|--|-------|------|-------|-------|--------------|
|    |                   |                                   |                 |   |  |  |       | 款    | 項     | 目     | 事業名          |
| 12 | 軽費老人ホーム<br>運営費補助金 | 社会福祉法人青山里会<br>四日市市山田町<br>5500-1   | 162,514<br>(未定) | 軽費老人ホーム(A型・ケアハウス)の運営に必要な経費に対して補助金を交付する。 | (目的・理由)<br>軽費老人ホームの安定的な施設運営を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>軽費老人ホームは低所得者が入居できる施設であり、軽費老人ホームの安定的な施設運営を図ることは、最低限度の生活環境基準を確保するために必要であり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 長寿介護課 | 民生費  | 社会福祉費 | 老人福祉費 | 高齢者在宅生活支援事業費 |
| 13 | 同上                | 社会福祉法人長茂会<br>尾鷲市大字南浦<br>4587-4    | 91,661<br>(未定)  | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上           |
| 14 | 同上                | 社会福祉法人聖フランシスコ会<br>津市安濃町妙法寺892     | 69,158<br>(未定)  | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上           |
| 15 | 同上                | 社会福祉法人鈴の音会<br>松阪市鎌田町<br>284-1     | 63,548<br>(未定)  | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上           |
| 16 | 同上                | 社会福祉法人太陽の里<br>松阪市若葉町80番5          | 49,419<br>(未定)  | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上           |
| 17 | 同上                | 社会福祉法人こもはら福祉会<br>名張市西田原<br>2000番地 | 35,328<br>(未定)  | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上           |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称           | 補助事業者等の氏名及び住所                           | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名     | 支出科目    |               |               |                      |
|----|-------------------|---|-----------------|---|--|--|-----------|---------|---------------|---------------|----------------------|
|    |                   |   |                 |   |  |  |           | 款       | 項             | 目             | 事業名                  |
| 18 | 軽費老人ホーム<br>運営費補助金 | 社会福祉法人博<br>愛会<br>鈴鹿市長法寺町<br>字権現763      | 33,614<br>(未定)  | 軽費老人ホーム(A型・ケ<br>アハウス)の運営に必要な<br>経費に対して補助金を<br>交付する。 | (目的・理由)<br>軽費老人ホームの安定<br>的な施設運営を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金<br>等交付要綱 | シビルミニマム<br>軽費老人ホームは低所得<br>者が入居できる施設であ<br>り、軽費老人ホームの安<br>定的な施設運営を図ること<br>は、最低限度の生活環境<br>基準を確保するために必<br>要であり、県民の健康的な<br>生活のための環境整備と<br>して公益性がある。 | 長寿介護<br>課 | 民生<br>費 | 社会<br>福祉<br>費 | 老人<br>福祉<br>費 | 高齢者在宅<br>生活支援事<br>業費 |
| 19 | 同上                | 社会福祉法人英<br>水会<br>四日市市鷺の森1<br>丁目4番3号     | 33,174<br>(未定)  | 同上  | 同上   | 同上   | 同上        | 同上      | 同上            | 同上            | 同上                   |
| 20 | 同上                | 社会福祉法人陽<br>光会<br>鈴鹿市神戸3丁目<br>17-32      | 32,915<br>(未定)  | 同上  | 同上   | 同上   | 同上        | 同上      | 同上            | 同上            | 同上                   |
| 21 | 同上                | 社会福祉法人ユ一<br>トピア<br>四日市市久保田2<br>丁目12-8   | 32,488<br>(未定)  | 同上  | 同上   | 同上   | 同上        | 同上      | 同上            | 同上            | 同上                   |
| 22 | 同上                | 社会福祉法人三<br>重ベタニヤ<br>津市豊が丘5丁目<br>47番10号  | 32,074<br>(未定)  | 同上  | 同上   | 同上   | 同上        | 同上      | 同上            | 同上            | 同上                   |
| 23 | 同上                | 社会福祉法人鈴<br>鹿聖十字会<br>三重郡菰野町宿<br>野1433-74 | 31,212<br>(未定)  | 同上  | 同上   | 同上   | 同上        | 同上      | 同上            | 同上            | 同上                   |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称           | 補助事業者等の氏名及び住所                                 | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名     | 支出科目    |               |               |                      |
|----|-------------------|---|-----------------|---|--|--|-----------|---------|---------------|---------------|----------------------|
|    |                   |   |                 |   |  |  |           | 款       | 項             | 目             | 事業名                  |
| 24 | 軽費老人ホーム<br>運営費補助金 | 社会福祉法人聖ヨ<br>ゼフ会松阪<br>松阪市小阿坂町<br>1988-6        | 30,271<br>(未定)  | 軽費老人ホーム(A型・ケ<br>アハウス)の運営に必要な<br>経費に対して補助金を<br>交付する。 | (目的・理由)<br>軽費老人ホームの安定<br>的な施設運営を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金<br>等交付要綱 | シビルミニマム<br>軽費老人ホームは低所得<br>者が入居できる施設であ<br>り、軽費老人ホームの安<br>定的な施設運営を図ること<br>は、最低限度の生活環境<br>基準を確保するために必<br>要であり、県民の健康的な<br>生活のための環境整備と<br>して公益性がある。 | 長寿介護<br>課 | 民生<br>費 | 社会<br>福祉<br>費 | 老人<br>福祉<br>費 | 高齢者在宅<br>生活支援事<br>業費 |
| 25 | 同上                | 社会福祉法人グ<br>リーンセンター福<br>祉会<br>名張市東田原<br>2745番地 | 28,947<br>(未定)  | 同上  | 同上   | 同上   | 同上        | 同上      | 同上            | 同上            | 同上                   |
| 26 | 同上                | 社会福祉法人ア<br>イ・ティ・オー福祉<br>会<br>津市河芸町一色<br>39番地1 | 28,224<br>(未定)  | 同上  | 同上   | 同上   | 同上        | 同上      | 同上            | 同上            | 同上                   |
| 27 | 同上                | 社会福祉法人神<br>戸福祉会<br>松阪市下村町<br>2476番地           | 27,916<br>(未定)  | 同上  | 同上   | 同上   | 同上        | 同上      | 同上            | 同上            | 同上                   |
| 28 | 同上                | 社会福祉法人恵<br>成会<br>伊賀市高畑字深<br>田784-2            | 26,505<br>(未定)  | 同上  | 同上   | 同上   | 同上        | 同上      | 同上            | 同上            | 同上                   |



予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称           | 補助事業者等の氏名及び住所                      | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容                                    | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目 |       |       |              |
|----|-------------------|------------------------------------|-----------------|---|--|--|-------|------|-------|-------|--------------|
|    |                   |                                    |                 |   |  |  |       | 款    | 項     | 目     | 事業名          |
| 29 | 軽費老人ホーム<br>運営費補助金 | 社会福祉法人三重豊生会<br>度会郡度会町大野木2945番地2    | 25,255<br>(未定)  | 軽費老人ホーム(A型・ケアハウス)の運営に必要な経費に対して補助金を交付する。 | (目的・理由)<br>軽費老人ホームの安定的な施設運営を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>軽費老人ホームは低所得者が入居できる施設であり、軽費老人ホームの安定的な施設運営を図ることは、最低限度の生活環境基準を確保するために必要であり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 長寿介護課 | 民生費  | 社会福祉費 | 老人福祉費 | 高齢者在宅生活支援事業費 |
| 30 | 同上                | 社会福祉法人伊勢湾福祉会<br>鈴鹿市南若松町字南新田1番地     | 24,970<br>(未定)  | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上           |
| 31 | 同上                | 医療法人社団川越伊藤医院<br>三重郡川越町豊田299番地1     | 21,300<br>(未定)  | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上           |
| 32 | 同上                | 社会福祉法人いどり福祉会<br>津市芸濃町椋本3805番地2     | 18,649<br>(未定)  | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上           |
| 33 | 同上                | 社会福祉法人高田福祉事業協会<br>津市大里野田町字宮下1124-1 | 15,937<br>(未定)  | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上           |
| 34 | 同上                | 社会福祉法人洗心福祉会<br>津市本町26番地13号         | 14,229<br>(未定)  | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上           |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称           | 補助事業者等の氏名及び住所                               | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名     | 支出科目    |               |               |                      |
|----|-------------------|---|-----------------|---|--|--|-----------|---------|---------------|---------------|----------------------|
|    |                   |   |                 |   |  |  |           | 款       | 項             | 目             | 事業名                  |
| 35 | 軽費老人ホーム<br>運営費補助金 | 社会福祉法人正<br>寿会<br>津市戸木町4187                  | 13,790<br>(未定)  | 軽費老人ホーム(A型・ケ<br>アハウス)の運営に必要な<br>経費に対して補助金を<br>交付する。 | (目的・理由)<br>軽費老人ホームの安定<br>的な施設運営を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金<br>等交付要綱 | シビルミニマム<br>軽費老人ホームは低所得<br>者が入居できる施設であ<br>り、軽費老人ホームの安<br>定的な施設運営を図ること<br>は、最低限度の生活環境<br>基準を確保するために必<br>要であり、県民の健康的な<br>生活のための環境整備と<br>して公益性がある。 | 長寿介護<br>課 | 民生<br>費 | 社会<br>福祉<br>費 | 老人<br>福祉<br>費 | 高齢者在宅<br>生活支援事<br>業費 |
| 36 | 同上                | 社会福祉法人賀<br>集会<br>伊勢市宇治浦田3<br>丁目23番15号       | 11,553<br>(未定)  | 同上  | 同上   | 同上   | 同上        | 同上      | 同上            | 同上            | 同上                   |
| 37 | 同上                | 医療法人康誠会<br>員弁郡東員町穴<br>太2400                 | 11,304<br>(未定)  | 同上  | 同上   | 同上   | 同上        | 同上      | 同上            | 同上            | 同上                   |
| 38 | 同上                | 社会福祉法人菊<br>寿会<br>北牟婁郡紀北町<br>海山区矢口浦842<br>番地 | 11,219<br>(未定)  | 同上  | 同上   | 同上   | 同上        | 同上      | 同上            | 同上            | 同上                   |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称           | 補助事業者等の氏名及び住所  | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目 |       |       |             |
|----|-------------------|----------------|-----------------|---|--|--|-------|------|-------|-------|-------------|
|    |                   |                |                 |   |  |  |       | 款    | 項     | 目     | 事業名         |
| 39 | 地域医療介護総合確保基金事業補助金 | 特別養護老人ホーム等(未定) | 未定<br>(未定)      | 地域密着型特別養護老人ホーム等の施設整備等及び開設に係る準備経費や、特別養護老人ホームの多床室のプライバシー保護改修に係る経費を助成する。 | (目的・理由)<br>将来のニーズをふまえた介護基盤の整備と、施設開設時からの安定した質の高いサービス提供体制を支援する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>入所が必要な高齢者が円滑に入所できるよう施設整備を推進することや、入所施設が施設開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を支援することは、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 長寿介護課 | 民生費  | 社会福祉費 | 老人福祉費 | 介護基盤整備関係事業費 |
| 40 | 老人保健福祉施設整備費補助金    | 特別養護老人ホーム等(未定) | 未定<br>(未定)      | 特別養護老人ホーム等の整備に係る経費を助成する。  | (目的・理由)<br>必要な介護基盤を整備する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱                                      | シビルミニマム<br>在宅での生活が困難で施設サービスを希望する高齢者が円滑に入所できるよう施設整備を推進することは、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。                               | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上          |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称           | 補助事業者等の氏名及び住所                     | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容                                      | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名  | 支出科目 |       |         |               |
|----|-------------------|-----------------------------------|-------------------|---|---|---|--------|------|-------|---------|---------------|
|    |                   |                                   |                   |   |   |   |        | 款    | 項     | 目       | 事業名           |
| 41 | 障害者施設整備<br>事業費補助金 | 障がい児・者施設<br>等(未定)                 | 未定<br>(未定)        | 障がい児・者施設等の施設及び設備の整備に要する経費を補助する。           | (目的・理由)<br>社会福祉法人等が設置する障がい児・者施設等の施設及び設備の整備に要する経費を助成することにより、障がい福祉サービスの基盤の充実等を図る。<br><br>(根拠)<br>社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>障がいのある方が、必要な福祉サービスを受けられる基盤を整備することは、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。                           | 障がい福祉課 | 民生費  | 社会福祉費 | 障がい者福祉費 | 地域生活移行推進事業費   |
| 42 | 障がい者スポーツ推進事業補助金   | 社会福祉法人三重県厚生事業団<br>津市一身田大古 曾670-2. | 21,660<br>(H28.4) | 社会福祉法人等が実施する障がい者スポーツの人材育成を支援する経費に対して補助する。 | (目的・理由)<br>全国障害者スポーツ大会や東京オリンピック・パラリンピックに向けて、障がい者のスポーツへの参加意欲の向上と機会の充実を図り、障がい者の自立と社会参加を推進できるよう支援する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱        | シビルミニマム<br>障がい者スポーツの推進は、障がい者がスポーツをきっかけとして自立と社会参加を果たし、障がい者福祉の向上に資するものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 同上     | 同上   | 同上    | 同上      | 障がい者社会活動推進事業費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称        | 補助事業者等の氏名及び住所                 | 交付予定額<br>(予定時期)    | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名  | 支出科目 |       |           |               |
|----|----------------|-------------------------------|--------------------|--|--|---|--------|------|-------|-----------|---------------|
|    |                |                               |                    |  |  |   |        | 款    | 項     | 目         | 事業名           |
| 43 | 点字図書館運営事業費補助金  | 社会福祉法人伊賀市社会事業協会<br>伊賀市朝屋739-2 | 28,452<br>(H28.12) | 社会福祉法人等が設置する点字図書館の運営にかかる経費を補助する。   | (目的・理由)<br>点字・録音図書の貸出や閲覧等を通じて視覚障がい者が必要な情報を入手できるよう支援する。<br><br>(根拠)<br>身体障害者保護費国庫負担(補助)金交付要綱<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>視覚障がい者や支援者等が必要とする情報を入手できる環境を整え、障がい者の社会参加を促進することは、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。                     | 障がい福祉課 | 民生費  | 社会福祉費 | 障がい者福祉費   | 障がい者社会活動推進事業費 |
| 44 | 福祉医療費助成制度推進交付金 | 公益社団法人三重県医師会<br>津市桜橋2-191-4   | 42,545<br>(H28.6)  | 福祉医療費助成制度や医療保険制度に関し、医師会が実施する周知活動、医療の質を確保するための医師の研修、地域住民を対象とした健康教育等の経費について交付する。 | (目的・理由)<br>福祉医療費助成事業対象者の健康の保持増進を図るとともに、福祉医療費助成事業の円滑な実施を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱                      | シビルミニマム<br>障がい者・一人親家庭等・子どもが健康的な生活を享受することを目的として実施する福祉医療費助成制度の円滑な実施を図るために必要な事業であり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 医務国保課  | 民生費  | 社会福祉費 | 国民健康保険指導費 | 福祉医療対策費       |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称        | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目 |       |           |              |
|----|----------------|---------------|-----------------|--|---|--|-------|------|-------|-----------|--------------|
|    |                |               |                 |  |   |  |       | 款    | 項     | 目         | 事業名          |
| 45 | 三重県国民健康保険調整交付金 | 県内市町(未定)      | 未定<br>(H28.9)   | 市町間において産業構造、住民の所得、家族構成等により被保険者の保険料(税)負担能力等には格差が存在しているため、定率国庫負担のみでは解消できない市町間の財政調整を実施する。 | (目的・理由)<br>市町国保の財政運営の安定化を図るため、交付金を交付する。<br><br>(根拠)<br>国民健康保険法<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>ナショナル・ミニマムを担保する国民健康保険制度において、市町国保間の財政格差を縮小し、財政運営の不安定性の緩和を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 医務国保課 | 民生費  | 社会福祉費 | 国民健康保険指導費 | 国民健康保険行政事務費  |
| 46 | 障がい者医療費補助金     | 県内市町(未定)      | 未定<br>(H28.6)   | 市町が障がい者に対して実施する医療費助成事業を支援し、その費用の一部を補助する。   | (目的・理由)<br>障がい者が必要な医療を受けられる環境を整え、福祉の向上と健康の保持増進を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>障がい者が必要な医療を受けられる環境を整えることにより、健康的な生活を享受できるようにするための事業であり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。           | 同上    | 同上   | 同上    | 障がい者福祉費   | 障がい児(者)医療対策費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称      | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容                                       | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目 |       |         |          |
|----|--------------|---------------|-----------------|--|--|--|-------|------|-------|---------|----------|
|    |              |               |                 |  |  |  |       | 款    | 項     | 目       | 事業名      |
| 47 | 子ども医療費補助金    | 県内市町(未定)      | 未定<br>(H28.6)   | 市町が子どもに対して実施する医療費助成事業を支援し、その費用の一部を補助する。    | (目的・理由)<br>次世代育成の重要性から子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもの医療を受けられる環境を整える。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>子どもが必要な医療を受けられる環境を整えることにより、健康的な生活を享受できるようにするための事業であり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。    | 医務国保課 | 民生費  | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 | 子ども医療対策費 |
| 48 | 一人親家庭等医療費補助金 | 県内市町(未定)      | 未定<br>(H28.6)   | 市町が一人親家庭等に対して実施する医療費助成事業を支援し、その費用の一部を補助する。 | (目的・理由)<br>一人親家庭等の医療を受けられる環境を整え、福祉の向上と健康の保持増進を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱         | シビルミニマム<br>一人親家庭等が必要な医療を受けられる環境を整えることにより、健康的な生活を享受できるようにするための事業であり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 同上    | 同上   | 同上    | 母子福祉費   | 母子医療対策費  |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                 | 補助事業者等の氏名及び住所                    | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名 | 支出科目 |     |     |         |
|----|-------------------------|----------------------------------|-----------------|---|---|---|-------|------|-----|-----|---------|
|    |                         |                                  |                 |   |   |   |       | 款    | 項   | 目   | 事業名     |
| 49 | 医学的リハビリテーション施設施設整備事業補助金 | 藤田保健衛生大学七栗記念病院<br>津市大鳥町424-1     | 未定<br>(未定)      | 県内で不足する回復期リハビリテーション病棟を整備するための工事にかかる経費を補助する。 | (目的・理由)<br>医療介護総合確保法にかかる三重県計画に基づき、急性期から回復期、在宅医療に至るまでの一連のサービスが地域において提供できるよう、不足する回復期病床を整備する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>地域における医療及び介護を総合的に確保するため、医療提供体制の機能整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 医務国保課 | 衛生費  | 医薬費 | 医務費 | 地域医療対策費 |
| 50 | 同上                      | 医療法人全一会<br>伊勢慶友病院<br>伊勢市常磐2-7-28 | 未定<br>(未定)      | 同上  | 同上  | 同上  | 同上    | 同上   | 同上  | 同上  | 同上      |
| 51 | 同上                      | 伊賀市立上野総合市民病院<br>伊賀市四十九町831       | 未定<br>(未定)      | 同上  | 同上  | 同上  | 同上    | 同上   | 同上  | 同上  | 同上      |



第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称         | 補助事業者等の氏名及び住所                               | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名 | 支出科目 |     |     |         |
|----|-----------------|---|-------------------|---|---|---|-------|------|-----|-----|---------|
|    |                 |   |                   |   |   |   |       | 款    | 項   | 目   | 事業名     |
| 52 | 県南地域医療確保推進事業補助金 | 日本赤十字社三重県支部<br>津市栄町1-891                    | 67,000<br>(H28.4) | 県南地域において、がん、脳卒中、救急医療、小児医療などにかかる対策等を総合的に実施する医療機関に対して必要な経費の一部を補助する。 | (目的・理由)<br>県南地域の医療を確保する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱   | 外部(不)経済<br>県南地域の拠点病院としてさらなる医療機能の提供・充実を図るものであり、社会的効用を発生させるものとして公益性がある。             | 医務国保課 | 衛生費  | 医薬費 | 医務費 | 地域医療対策費 |
| 53 | 医療施設設備整備費補助金    | 独立行政法人地域医療機能推進機構四日市羽津医療センター<br>四日市市羽津山町10-8 | 21,884<br>(未定)    | 共同利用施設又は地域医療支援病院として必要な共同利用高額医療機器の購入費用の一部を補助する。                    | (目的・理由)<br>共同利用を目的とした高額医療機器を整備することで、共同利用施設として地域の医療機関の連携や医療資源の効率的活用を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>地域における医療水準の向上に資するため、医療提供体制の機能整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 同上    | 同上   | 同上  | 同上  | 同上      |
| 54 | 同上              | 三重県厚生農業協同組合連合会<br>松阪中央総合病院<br>松阪市川井町字小望102  | 31,906<br>(未定)    | 地球温暖化対策に資する医療機関の整備に必要な費用の一部を補助する。                                 | (目的・理由)<br>医療機関における地球温暖化対策の取組を推進する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱                                    | 外部(不)経済<br>医療機関における温室効果ガスの排出量削減に資するものであり、社会的効用を発生させるものとして公益性がある。                  | 同上    | 同上   | 同上  | 同上  | 同上      |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称              | 補助事業者等の氏名及び住所                | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名 | 支出科目 |     |          |             |
|----|----------------------|------------------------------|-----------------|---|---|---|-------|------|-----|----------|-------------|
|    |                      |                              |                 |   |   |   |       | 款    | 項   | 目        | 事業名         |
| 55 | 医療施設施設整備費補助金         | 病院、有床診療所<br>(未定)             | 未定<br>(未定)      | 病院や有床診療所におけるスプリンクラー施設、自動火災報知設備、火災通報装置の整備に必要な費用の一部を補助する。 | (目的・理由)<br>患者が安全・安心して医療機関に入院することができるよう、火災発生時に初期消火を行うためのスプリンクラー等の設置を推進する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>火災発生時の患者の安全を確保するためのものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。                                   | 医務国保課 | 衛生費  | 医薬費 | 医務費      | 地域医療対策費     |
| 56 | 公立大学法人三重県立看護大学運営費交付金 | 公立大学法人三重県立看護大学<br>津市夢が丘1-1-1 | 732,622<br>(未定) | 公立大学法人三重県立看護大学の運営費を交付する。                                | (目的・理由)<br>公立大学法人三重県立看護大学が、その運営を確実に実施するために必要な経費を運営費交付金として交付する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱           | 外部(不)経済<br>看護職者の育成、教育を行う大学の運営に要する経費を交付することにより、県内外の医療機関における看護職者の充実を図るものであり、社会的効用を発生させるものとして公益性がある。 | 同上    | 同上   | 同上  | 医療従事者養成費 | 公立大学法人関係事業費 |

-41-

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称   | 補助事業者等の氏名及び住所                   | 交付予定額<br>(予定時期)    | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名   | 支出科目 |     |     |         |
|----|---|---------------------------------|--------------------|--|--|--|---------|------|-----|-----|---------|
|    |   |                                 |                    |  |  |  |         | 款    | 項   | 目   | 事業名     |
| 57 | 救命救急センター運営事業補助金                                 | 医療機関(未定)                        | 未定<br>(未定)         | 休日夜間における重篤救急患者の医療を確保するため、救命救急センターを設置した場合にその運営経費の一部を補助する。               | (目的・理由)<br>重篤な救急患者に対し、高度な救急医療を24時間体制で提供する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱                          | シビルミニマム<br>三次救急医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。  | 地域医療推進課 | 衛生費  | 医薬費 | 医務費 | 救急医療対策費 |
| 58 | 三重県地域医療再生事業補助金(桑名市民病院と山本総合病院の再編統合に伴う地域中核病院整備事業) | 桑名市<br>桑名市中央町2-37               | 672,000<br>(H28.4) | 地域医療再生計画に基づき、桑名地域における医療体制の再構築を図るため、桑名市民病院と山本総合病院の再編統合に必要な整備費用の一部を補助する。 | (目的・理由)<br>医療体制の維持が困難な桑名地域において、医療機関の再編統合などを支援することにより地域の医療体制の再構築を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>医師不足などの理由から、救急をはじめとする医療体制の維持が困難な桑名地域に対し、医療機関の再編統合などを支援することにより、地域の医療体制の再構築を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 同上      | 同上   | 同上  | 同上  | 同上      |
| 59 | ドクターヘリ運航事業補助金                                   | 国立大学法人三重大学医学部附属病院<br>津市江戸橋2-174 | 221,692<br>(H29.3) | 救急患者の救命率等の向上、広域救急患者搬送体制の向上等を図るため、ドクターヘリの運航を行う場合にその運航経費の一部を補助する。        | (目的・理由)<br>重篤な救急患者に対し、高度な救急医療を提供する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱                                 | シビルミニマム<br>三次救急医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。  | 同上      | 同上   | 同上  | 同上  | 同上      |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                               | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名   | 支出科目 |       |         |         |
|----|---------------------------------------|---------------|-----------------|--|---|--|---------|------|-------|---------|---------|
|    |                                       |               |                 |  |   |  |         | 款    | 項     | 目       | 事業名     |
| 60 | 救急患者搬送情報共有システム運営補助金                   | 医療機関(未定)      | 未定<br>(未定)      | 情報携帯端末を活用して早期に適切な医療機関に救急患者を搬送するためのシステムの円滑な運用を図るため、必要な経費について補助する。   | (目的・理由)<br>救急患者の早期で適切な医療機関への搬送を円滑にする。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱                        | シビルミニマム<br>救急患者の医療機関への搬送の円滑化を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 地域医療推進課 | 衛生費  | 医薬費   | 医務費     | 救急医療対策費 |
| 61 | 小児救急医療拠点病院運営補助金                       | 医療機関(未定)      | 未定<br>(未定)      | 休日夜間における小児の重篤救急患者の医療を確保するため、小児救急医療拠点病院の運営経費の一部を補助する。   | (目的・理由)<br>小児の救急患者に対し、高度な救急医療を24時間体制で提供する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱                   | シビルミニマム<br>小児救急医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。    | 同上      | 同上   | 同上    | 同上      | 同上      |
| 62 | 小児・周産期医療提供体制推進事業費補助金(周産期母子医療センター運営事業) | 医療機関(未定)      | 未定<br>(未定)      | ハイリスク妊産婦の妊娠・分娩管理、ハイリスク新生児の集中治療等を実施するため、新生児集中治療管理室(NICU)、母体・胎児集中治療管理室(MFICU)等を整備する周産期母子医療センターの運営経費の一部を補助する。 | (目的・理由)<br>ハイリスク妊産婦の妊娠・分娩管理、ハイリスク新生児の集中治療等を行い、周産期医療体制の充実を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>周産期医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。     | 同上      | 同上   | 公衆衛生費 | 公衆衛生総務費 | 母子保健対策費 |

-43-

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                                 | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名   | 支出科目 |       |         |         |
|----|---|---------------|-----------------|---|---|--|---------|------|-------|---------|---------|
|    |   |               |                 |   |   |  |         | 款    | 項     | 目       | 事業名     |
| 63 | 小児・周産期医療提供体制推進事業費補助金<br>(周産期医療施設設備整備事業) | 医療機関(未定)      | 未定<br>(未定)      | 出産前後の母体・胎児や新生児に対する高度で専門的な医療に対応する周産期母子医療センターの機能をより強化するため、周産期母子医療センターの設備整備費用の一部を補助する。 | (目的・理由)<br>ハイリスク妊産婦の妊娠・分娩管理、ハイリスク新生児の集中治療等を行い、周産期医療体制の充実を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム周産期医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 地域医療推進課 | 衛生費  | 公衆衛生費 | 公衆衛生総務費 | 母子保健対策費 |
| 64 | 小児・周産期医療提供体制推進事業費補助金<br>(小児医療施設設備整備事業)  | 医療機関(未定)      | 未定<br>(未定)      | 小児疾患、新生児疾患の診断、治療を行う医療施設の機能を強化するため、小児医療施設設備費用の一部を補助する。                               | (目的・理由)<br>小児疾患、新生児疾患の診断、治療を行う医療施設を整備し、小児医療体制の充実を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱         | 同上   | 同上      | 同上   | 同上    | 同上      | 同上      |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                                 | 補助事業者等の氏名及び住所                   | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名   | 支出科目 |     |     |         |
|----|---|---------------------------------|-----------------|---|---|--|---------|------|-----|-----|---------|
|    |   |                                 |                 |   |   |  |         | 款    | 項   | 目   | 事業名     |
| 65 | 小児・周産期医療提供体制推進事業費補助金<br>(地域療育支援施設運営事業)  | 独立行政法人国立病院機構三重病院<br>津市大里窪田町357  | 31,980<br>(未定)  | 新生児集中治療管理室(NICU)等に長期入院している小児が在宅療養等に移行するための中間施設である地域療育支援施設を運営する経費の一部を補助する。 | (目的・理由)<br>NICU等に長期入院している小児が在宅療養等に移行するための中間施設である地域療育支援施設の運営を支援し、周産期医療体制の充実を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>周産期医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 地域医療推進課 | 衛生費  | 医薬費 | 医務費 | 地域医療対策費 |
| 66 | 小児・周産期医療提供体制推進事業費補助金<br>(小児在宅医療・福祉連携事業) | 国立大学法人三重大学医学部附属病院<br>津市江戸橋2-174 | 16,954<br>(未定)  | 地域の小児在宅医療・福祉連携体制の整備に取り組む事業へ補助する。  | (目的・理由)<br>地域の小児在宅医療・福祉連携体制の整備の充実を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱  | 同上   | 同上      | 同上   | 同上  | 同上  | 同上      |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称              | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額(予定時期) | 事業内容                                   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名   | 支出科目 |       |          |             |
|----|----------------------|---------------|-------------|--|---|---|---------|------|-------|----------|-------------|
|    |                      |               |             |  |   |   |         | 款    | 項     | 目        | 事業名         |
| 67 | 医療施設・避難所耐震化整備促進事業補助金 | 医療機関(未定)      | 未定(未定)      | 災害時における医療の提供に必要な医療施設の耐震化整備費用の一部を補助する。  | (目的・理由)<br>災害時において適切な医療提供体制を維持するために必要な医療機関の耐震化を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱     | シビルミニマム<br>災害時の医療体制の整備を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。            | 地域医療推進課 | 民生費  | 災害救助費 | 救助費      | 災害救助事業費     |
| 68 | 地域災害拠点病院施設整備費補助金     | 医療機関(未定)      | 未定(未定)      | 災害時における医療の提供に必要な災害拠点病院の施設整備費用の一部を補助する。 | (目的・理由)<br>災害時において適切な医療提供体制の維持を図るために必要な災害拠点病院の施設整備を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | 同上  | 同上      | 同上   | 同上    | 同上       | 同上          |
| 69 | 看護師等養成所運営費補助金        | 看護師養成所(未定)    | 未定(未定)      | 看護師養成所の運営に必要な経費の一部を補助する。               | (目的・理由)<br>看護師の確保及び教育の充実強化を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱                         | 外部(不)経済<br>看護師の確保及び資質の向上により、地域医療体制の整備を図るものであり、社会的効用を発生させるものとして公益性がある。 | 同上      | 衛生費  | 医薬費   | 医療従事者養成費 | 看護職員養成支援事業費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称             | 補助事業者等の氏名及び住所                    | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名   | 支出科目 |     |     |         |
|----|---------------------|----------------------------------|-----------------|--|---|---|---------|------|-----|-----|---------|
|    |                     |                                  |                 |  |   |   |         | 款    | 項   | 目   | 事業名     |
| 70 | 初期研修医定着支援事業補助金      | NPO法人MMC卒業臨床研修センター<br>津市江戸橋2-174 | 10,720<br>(未定)  | 初期研修医の定着を目的として開催する事業等に補助する。                        | (目的・理由)<br>初期研修医の確保及び研修の充実強化を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱                                       | シビルミニマム<br>初期研修医の確保及び資質の向上により、地域医療体制の整備を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。     | 地域医療推進課 | 衛生費  | 医薬費 | 医務費 | 地域医療対策費 |
| 71 | 産科医療機関確保事業補助金       | 紀南病院組合立紀南病院<br>南牟婁郡御浜町阿田和4750    | 22,810<br>(未定)  | 産科医療機関が不足している地域の分娩取扱医療機関に対して、経営の安定化を図るため、財政的支援を行う。 | (目的・理由)<br>産科医療機関が不足している地域の分娩取扱医療機関を確保することにより、身近な地域で安心して出産できる環境の整備を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>産科医療機関が不足している地域の分娩取扱医療機関を確保するために必要な事業であり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 同上      | 同上   | 同上  | 同上  | 同上      |
| 72 | パティホスピタルシステム実施事業補助金 | 日本赤十字社三重県支部<br>津市栄町1-891         | 11,250<br>(未定)  | 医師の確保が困難な地域に対しての医師派遣を推進するため、医師派遣にかかる経費を助成する。       | (目的・理由)<br>医師の確保が困難な地域の医療を確保する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱  | シビルミニマム<br>医師の確保が困難な地域において、医療を確保するために必要な事業であり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。       | 同上      | 同上   | 同上  | 同上  | 同上      |

-47-



予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称             | 補助事業者等の氏名及び住所  | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名  | 支出科目 |       |     |         |
|----|---------------------|----------------|-----------------|--|---|---|--------|------|-------|-----|---------|
|    |                     |                |                 |  |   |   |        | 款    | 項     | 目   | 事業名     |
| 73 | がん診療施設施設整備費補助金      | がん診療施設<br>(未定) | 未定<br>(未定)      | 質の高いがん診療が可能な医療提供体制を整備するため、がん診療施設の施設整備に必要な経費の一部を補助する。 | (目的・理由)<br>がん医療提供体制の充実を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱                     | シビルミニマム<br>がん診療施設の整備により、がん医療提供体制の充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。                           | 健康づくり課 | 衛生費  | 公衆衛生費 | 予防費 | がん対策推進費 |
| 74 | がん診療施設設備整備費補助金      | がん診療施設<br>(未定) | 未定<br>(未定)      | 質の高いがん診療が可能な医療提供体制を整備するため、がん診療施設の設備整備に必要な経費の一部を補助する。 | (目的・理由)<br>がん医療提供体制の充実を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱                     | 同上  | 同上     | 同上   | 同上    | 同上  | 同上      |
| 75 | がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金 | がん診療施設<br>(未定) | 未定<br>(未定)      | がん診療連携拠点病院の機能を強化するために必要な経費の一部を補助する。                  | (目的・理由)<br>地域におけるがん診療連携の円滑な実施及びがん医療提供体制の充実を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>がん診療連携拠点病院の機能強化により、地域におけるがん診療連携の円滑な実施及びがん医療提供体制の充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 同上     | 同上   | 同上    | 同上  | 同上      |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称            | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額(予定時期) | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名  | 支出科目 |       |         |         |
|----|--------------------|---------------|-------------|--|--|---|--------|------|-------|---------|---------|
|    |                    |               |             |  |  |   |        | 款    | 項     | 目       | 事業名     |
| 76 | 施設型給付費・地域型保育給付費補助金 | 特定教育・保育施設(未定) | 未定(未定)      | 特定教育・保育施設に係る施設型給付費等の支給に要する費用を補助する  | (目的・理由)<br>特定教育・保育施設等の設備及び運営に関する基準を維持する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱                    | シビルミニマム施設型給付等を支弁することにより、子どもが健やかに成長するよう支援するものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。               | 子育て支援課 | 民生費  | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 | 保育所事業費  |
| 77 | 地域子ども・子育て支援事業費補助金  | 県内市町(未定)      | 未定(未定)      | 地域子ども・子育て支援事業(※)を実施する市町に対して補助を行うことにより、子ども・子育て家庭を支援し、子育て環境の充実を図る。<br>※地域子ども・子育て支援事業<br>・利用者支援事業<br>・一時預かり事業<br>・地域子育て支援拠点事業<br>・乳児家庭全戸訪問事業<br>・養育支援訪問事業<br>・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業<br>・子育て短期支援事業<br>・子育て援助活動支援事業<br>・延長保育事業<br>・病児保育事業<br>・実費徴収に係る補足給付を行う事業<br>・放課後児童健全育成事業 | (目的・理由)<br>市町村子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される地域子ども・子育て支援事業の実施を支援する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム地域子ども・子育て支援事業を実施する市町に対して補助を行うことにより、子ども・子育て家庭を支援するものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 同上     | 同上   | 同上    | 同上      | 特別保育事業費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称             | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名  | 支出科目 |       |         |         |
|----|---------------------|---------------|-----------------|---|--|--|--------|------|-------|---------|---------|
|    |                     |               |                 |   |  |  |        | 款    | 項     | 目       | 事業名     |
| 78 | 低年齢児保育充実事業費補助金      | 県内市町(未定)      | 未定<br>(未定)      | 0,1歳児が定員等の1割以上入所している私立保育所であって、保育士の配置基準を超えて、保育士1人を年度当初から配置する保育所に対して補助する。 | (目的・理由)<br>入所待機となることが多い低年齢児保育の需要に対応し、子育て環境の向上を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱                                     | シビルミニマム保育士の配置基準を超えて、保育士を年度当初から配置する保育所に対して補助することにより、入所待機となることが多い低年齢児の入所を支援するものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 子育て支援課 | 民生費  | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 | 特別保育事業費 |
| 79 | 安心こども基金保育基盤整備事業費補助金 | 保育所等(未定)      | 未定<br>(未定)      | 保育所等の施設整備に対して補助を行う。   | (目的・理由)<br>国から交付される子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)により保育所等の計画的整備、改修等、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム保育所等整備事業を実施する市町に補助を行うことにより、受入児童数の拡大を図るものであり、待機児童の解消につながることから、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。              | 同上     | 同上   | 同上    | 同上      | 保育所事業費  |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称       | 補助事業者等の氏名及び住所  | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容                                   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名  | 支出科目 |        |        |          |
|----|---------------|----------------|-----------------|--|--|--|--------|------|--------|--------|----------|
|    |               |                |                 |  |  |  |        | 款    | 項      | 目      | 事業名      |
| 80 | 私立幼稚園振興補助金    | 私立幼稚園<br>(未定)  | 未定<br>(未定)      | 私立幼稚園の教育に係る経常的経費に対して補助を行う。             | (目的・理由)<br>私立学校の建学の精神に基づいた特色ある教育の向上への支援及び保護者の経済的負担の軽減を図る。<br><br>(根拠)<br>私立学校振興助成法<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱    | 外部(不)経済<br>私立学校の建学の精神に基づいた特色ある教育の向上を支援するものであり、社会的効用を発生させるものとして公益性がある。              | 子育て支援課 | 教育費  | 私立幼稚園費 | 私立幼稚園費 | 私立幼稚園振興費 |
| 81 | 認定こども園施設整備交付金 | 認定こども園<br>(未定) | 未定<br>(未定)      | 学校法人及び社会福祉法人が設置する認定こども園の施設整備に対して補助を行う。 | (目的・理由)<br>認定こども園の設置を促進する施設整備事業を市町が実施するために必要な経費について交付金を交付する。<br><br>(根拠)<br>私立学校振興助成法<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>認定こども園の設置を促進し、子どもを安心して育てることができる体制を整備するものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 同上     | 同上   | 同上     | 同上     | 同上       |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称          | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額(予定時期) | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名  | 支出科目 |       |         |               |
|----|------------------|---------------|-------------|---|--|--|--------|------|-------|---------|---------------|
|    |                  |               |             |   |  |  |        | 款    | 項     | 目       | 事業名           |
| 82 | 放課後子ども教室推進事業費補助金 | 県内市町(未定)      | 未定(未定)      | 学校・家庭・地域が連携協力し、地域住民等の参画により、地域の実情に応じて実施される放課後子ども教室を市町が支援する事業に対して補助を行う。 | (目的・理由)<br>放課後や週末等に小学校内外における施設を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちと共にスポーツ・文化活動等の様々な体験活動、地域住民との交流活動や学習活動等の取組を推進する。<br><br>(根拠)<br>社会教育法<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>放課後子ども教室推進事業費補助金等を交付することにより、子どもが健やかに成長するよう支援するものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 子育て支援課 | 民生費  | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 | 放課後子ども教室推進事業費 |
| 83 | 放課後児童クラブ整備費補助金   | 県内市町、事業者(未定)  | 未定(未定)      | 放課後児童クラブの施設整備に対して補助を行う。   | (目的・理由)<br>保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に学校の余剰教室、児童館等で遊びや生活の場を提供する体制整備を行う。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱  | シビルミニマム<br>放課後児童クラブ整備を実施する市町等に補助を行うことにより、受入児童数の拡大を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。      | 同上     | 同上   | 同上    | 同上      | 特別保育事業費       |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称          | 補助事業者等の氏名及び住所                  | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名   | 支出科目 |       |         |            |
|----|------------------|--------------------------------|-----------------|---|--|--|---------|------|-------|---------|------------|
|    |                  |                                |                 |   |  |  |         | 款    | 項     | 目       | 事業名        |
| 88 | 臨時特例つなぎ資金貸付事業補助金 | 社会福祉法人三重県社会福祉協議会<br>津市桜橋2丁目131 | 15,852<br>(未定)  | 臨時特例つなぎ資金の貸付事業を実施する県社会福祉協議会に対して、事業の実施のために必要な貸付原資と事務費の補助を行う。 | (目的・理由)<br>離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度の申請を行っている住居のない離職者に対して、当該給付又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸し付けることにより、その自立を支援する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビル・ミニマム<br>住居のない離職者に対して、離職者を支援するための公的給付又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸し付けることにより、その自立の促進を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 地域福祉課   | 民生費  | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 | 低所得者等援護対策費 |
| 89 | 医療施設等設備整備費補助金    | 医療機関(未定)                       | 未定<br>(未定)      | 救急医療体制の整備のため、費用の一部を補助する。                                    | (目的・理由)<br>医療設備整備などの取組を支援することにより、救急医療提供体制の整備を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱  | シビルミニマム<br>救急医療体制の整備を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。   | 地域医療推進課 | 衛生費  | 医薬費   | 医務費     | 救急医療対策費    |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称             | 補助事業者等の氏名及び住所              | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容                              | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名  | 支出科目 |        |        |          |
|----|---------------------|----------------------------|-----------------|-----------------------------------|--|---|--------|------|--------|--------|----------|
|    |                     |                            |                 |                                   |  |   |        | 款    | 項      | 目      | 事業名      |
| 90 | 私立幼稚園等心身障がい児助成事業補助金 | 学校法人津田学園<br>四日市市笹川1丁目106-2 | 14,896<br>(未定)  | 私立幼稚園等に在園する障がい児の教育にかかる経費の一部を補助する。 | (目的・理由)<br>心身障がい児を有する幼児の私立幼稚園等への就園を促進するとともに、私立幼稚園等における特別支援教育の一層の充実を図る。<br><br>(根拠)<br>私立学校振興助成法<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済心身障がい児を受け入れている私立幼稚園等に補助することにより、子どもが健やかに成長するよう支援するものであり、社会的効用を向上させるものとして公益性がある。 | 子育て支援課 | 教育費  | 私立幼稚園費 | 私立幼稚園費 | 私立幼稚園振興費 |

交付決定実績調書(5億円以上)

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号        | 補助金等の名称        | 補助事業者の氏名及び住所        | 交付決定額   | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 実現しようとする政策、施策及び目標  | 補助金等の交付以外の方法の可能性   | 課(室)名 | 備考 |
|-----------|----------------|---------------------|---------|--|--|--|--|-------|----|
| 3<br>(21) | 三重県国民健康保険調整交付金 | 津市<br>津市西丸之内23-1    | 836,286 | 市町間において産業構造、住民の所得、家族構成等により被保険者の保険料(税)負担能力等には格差が存在しているため、定率国庫負担のみでは解消できない市町間の財政調整を実施する。 | (目的・理由)<br>市町国保の財政運営の安定化を図る。<br><br>(根拠)<br>国民健康保険法<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | (政策)<br>命を守る<br>(施策)<br>医師確保と医療体制の整備<br>(目標)<br>適正な医療保険制度の確保 | 市町間における産業構造、住民の所得、被保険者の保険料(税)負担能力等の格差を是正するために国民健康保険法で定められた交付方法であり、補助金等の交付以外の方法はない。 | 医務国保課 |    |
| 4<br>(21) | 同上             | 四日市市<br>四日市市諏訪町1-5  | 871,234 | 同上   | 同上   | 同上   | 同上   | 同上    |    |
| 6<br>(21) | 同上             | 松阪市<br>松阪市殿町1340-1  | 547,984 | 同上   | 同上   | 同上   | 同上   | 同上    |    |
| 8<br>(21) | 同上             | 鈴鹿市<br>鈴鹿市神戸1-18-18 | 569,106 | 同上   | 同上   | 同上   | 同上   | 同上    |    |



交付決定実績調書(5億円以上、変更分)

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号        | 補助金等の名称   | 補助事業者の氏名及び住所      | 事業内容   | 交付決定額   |         | 変更の内容及び理由                                    | 課(室)名   | 備考 |
|-----------|---|-------------------|--|---------|---------|--|---------|----|
|           |   |                   |  | 変更前     | 変更後     |  |         |    |
| 1<br>(65) | 三重県地域医療再生事業補助金(桑名市民病院と山本総合病院の再編統合に伴う地域中核病院整備事業) | 桑名市<br>桑名市中央町2-37 | 地域医療再生計画に基づき、桑名地域における医療体制の再構築を図るため、桑名市民病院と山本総合病院の再編統合に必要な施設設備整備費用の一部を補助する。 | 195,000 | 526,980 | 病院の建築工事の進捗が、当初の見込みよりも進んだため、出来高による補助額の増額を行った。 | 地域医療推進課 |    |